

長浜市と中北薬品株式会社との健康増進に関する連携協定書

長浜市（以下「甲」という。）と中北薬品株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、長浜市民の健康増進に向けて、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による活動を推進し、市民の健康増進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）市民の健康増進に関すること
 - （2）その他、本協定の目的を達成するため、甲及び乙が必要と認めた取組に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法等については、甲乙協議の上、別途取り決める。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定により知り得た他の当事者の秘密情報について、当該当事者の事前の承諾なしに、本協定の実施以外の目的に使用してはならず、かつ、第三者に開示、漏えいしてはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後も、なお効力を有するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面により更新しない旨の申出がない場合は、本協定の有効期間が満了する翌日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年5月23日

滋賀県長浜市八幡東町632番地

甲 長浜市

長浜市長

浅見 宣義



愛知県名古屋市中区丸の内三丁目11番9号

乙 中北薬品株式会社

代表取締役社長

中北 馨介

